

双葉8町村からの要求書（引用）

（平成24年7月19日）

【賠償関係】

○ 生活再建

- ・ 国が前面に立って住民の生活再建のために必要不可欠な賠償・補償制度を構築すること。
- ・ 賠償額だけでは同規模の新たな土地・家屋を取得することが不可能なことから新たな手だてを構築すること。

○ 終期

- ・ 生活が安定するまで、確実な補償の継続すること。

（家屋に関する賠償）

○ 基準

- ・ ①固定資産評価額を算定基準とした賠償額算出方式
 - ・ ②建物の標準的な建築価格を用いた賠償額算出方式
 - ・ ③個別評価による賠償額算出方式
- を選択できることとし、最も高い賠償額になる方法で住民に賠償を行うこと。
- ・ 築48年以前の家屋については、減価償却の残存率を20%以上とすること。
 - ・ 築48年以前の家屋のうち140㎡未満の床面積の家屋については、140㎡と見なして賠償を行うこと。ただし、当該基準を用いて算出した賠償額よりも下回る賠償事例が出る場合は、築48年未満の家屋についても、同様の措置を講ずること。
 - ・ 築48年以前の家屋について適用される、「原則140㎡を上限として、最低賠償坪単価を適用」を撤廃し、築48年以前の家屋であっても、「床面積×最低賠償坪単価」で賠償額を算出すること。

○ 外構・庭木等

- ・ 特に庭の面積が広いなど、特殊な場合は個別協議とすること。

○ 旧緊急時避難準備区域

- ・ 避難指示区域と同様の算定方式を採用し、事故発生時から帰還完了までの実質的な期間・時期までの割合を賠償額とすることとし、実際に生じた損害や修繕等に要した費用は、実費請求に基づき賠償を行うこと。

○ その他

- ・ 実際に生じた損害や修繕等に要した費用は、実費請求に基づき賠償を行うこと。
- ・ 個別評価は専門家による鑑定のルールを設け、様々な事情に対応可能な体制を構築すること。
- ・ 津波被害家屋への特別な補償を行うこと。

（土地に関する賠償）

○ 基準

- ・ 賠償額＝固定資産評価額×「1.43倍以上」とすること。
なお、これに依りがたい場合は個別協議とすること。

○ 旧緊急時避難準備区域

- ・ 今回評価前の額と下落した評価額との差額を賠償の基準とすること。

（家財に関する賠償）

○ 基準

- ・ 適正に算定すること。

○ 区域による差の補正

- ・ 帰還困難区域と居住制限区域・避難指示解除準備区域の間の差をなくすこと。

○ 旧緊急時避難準備区域

- ・ 実際に生じた損害を、実費請求に基づき賠償を行うこと。

○ その他

- ・ 津波被害者への特別な補償を行うこと。

（生活費に関する賠償）

○ 旧緊急時避難準備区域

- ・ 通院のための交通費・生活費などの増加分について、生活再建まで賠償を継続させること。

（精神的損害に関する賠償）

○ 終期

- ・ 生活再建まで賠償を継続させること。

○ その他

- ・ 被ばく者、長期避難者への特別な賠償を行うこと。

